

職代表者 ~~代表者~~ 職務之他業を以て到任上要求する為に
 之に對し十月五日迄に回答する事となす
 大要を以て要するに於て業を以て親身一担当者中一俾志
 力高用一為大任不問に出張中にて十月五日迄に帰郷
 一予定 十日以了夫の迄に回答不能するト回答の延期
 に於てハハ合日之由中平紙志帰郷に於てハ了了合日
 午日之由に於て胎紙同業を以て合日之由所を以て協議
 結果十月八日同業を以て合日 箇中亦即 亦田吉部
 渡田熊太郎一五名不安業香若雨部下 延子貸工
 今多視察上更に協議するに回答する十月一日早朝

(協調會勞働課)

本會は、労働者の福利を促進し、労働条件の改善を図ることを目的として、労働者と経営者の間に調停を働き、労働争議の防止と解決を図ることを任務とする。